

表彰規程

平成 1 年 4 月 1 日 制定
平成 7 年 3 月 28 日 改定
平成 9 年 4 月 26 日 改定
平成 14 年 5 月 19 日 改定
平成 19 年 4 月 22 日 改定

(総則)

第 1 条 社団法人沖縄県放射線技師会が行う表彰は、この規程の定めるところによる。

(表彰基準)

第 2 条 会員として 10 年以上継続した者。会費および負担金等を完納した者で、次の各号の一に該当する者は、本規程により表彰する。

- (1) 本会の発展のために、功績が抜群であった者、または、顕著な貢献を成した者
 - (2) 本会の名声を高揚する研究、発明、考案等を成した者
 - (3) 30 年以上にわたって職務に精励し地域住民の医療福祉に貢献した者
2. 会員以外で、本会発展のために、功績が抜群であった個人および団体への表彰については、その都度理事会にて決定する。
3. 過去において前項に相当する表彰を受けたことのある者は、表彰の対象としない。

(審査)

第 3 条 表彰の審査は、会長が設置する表彰委員会の選考による答申を経て行い、理事会の承認を得るものとする。

2. 表彰委員会は、会長が委嘱した者で構成し、委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
3. 表彰委員会における必要な事項は、その委員会に委ねる。

(表彰)

第 4 条 表彰は、特別な場合を除き総会で行い賞状を授与し副賞を添える。

(実施細則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会で決定する。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会にて報告しなければならない。

附則

この規程は、平成 1 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 7 年 3 月 28 日より施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 22 日より施行する。

この改正は、一般社団法人への移行の登記の日から実施する。